

行橋市総合版観光パンフレット及び
観光 P R 資料作製業務
仕様書

令和 7 年 6 月
行橋市商業観光課

1. 業務名

行橋市総合版観光パンフレット及び観光PR資料作製業務委託

2. 目的

最新の行橋市の観光資源（自然・文化・イベント等）を集約して分かりやすく掲載し、市全体の総合的なPRを行うことで、地域の活性化や集客効果及び周遊性を高めることを主な目的とする。

また同パンフレットの外国語版（英語版／韓国語版／中国語版＜簡・繁＞）を作製し、成果品のPDFファイルを当市ホームページまたは観光ポータルサイト上で掲載することで、近年増加するインバウンドにも対応可能なものとする。

加えて、観光PRポスターや観光PR品の作製により、当市のさらなる認知度向上と観光振興を目指す。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4. 納入場所

行橋市役所 商業観光課（福岡県行橋市中央1-1-1）

5. 委託業務の内容

- （1）行橋市総合版観光パンフレットの版下作製、印刷及び製本
- （2）行橋市総合版観光パンフレット多言語版（英語版／韓国語版／中国語版＜簡・繁＞）の版下作製
- （3）観光PRポスターの版下作製及び印刷
- （4）観光振興につながる観光PR品2点の版下作製
- （5）上記に付随する業務

6. 全体運営

- （1）受注者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。
- （2）業務全体を管理・統括する者（以下「業務責任者」という。）を指定すること。
- （3）発注者との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて製作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。
- （4）企画・編集から納品までの全体スケジュールを策定し、提示すること。
- （5）履行に当たっては進捗状況を綿密に報告すること。

7. 委託内容の詳細

【パンフレットの作製】

(1) 企画・編集

以下の規格にて作製すること。

行橋市総合版観光パンフレットの版下作製、印刷及び製本

大きさ	提案による
数量	20,000 部
総ページ数	提案による (24 ページ程度を想定)
作製種類	パンフレット 1 種
製版	オフセット印刷 4 色刷り以上 (表紙、裏表紙、本文とも)
紙質	パンフレットに適した紙質で 90 kg 以上
仕立	中綴じ (2 か所)

行橋市総合版観光パンフレット多言語版 (英語版／韓国語版／中国語版＜簡・繁＞) の版下作製

大きさ	提案による
総ページ数	提案による (24 ページ程度を想定)
作製種類	パンフレット 3 種 (英語版／韓国語版／中国語版＜簡・繁＞)

ア 写真やイラスト、地図等による市内全域の総合版観光パンフレットとし、本市の観光情報・魅力を効果的に発信した、見る者がわかりやすい内容にすること。

イ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手すること。この場合、第三者から資料等を入手するときは、著作権の譲渡を受け、かつ、著作者人格権が無期限に行使されない措置をとること (「8. 製作物に関する権利の帰属 (4)」)。
なお、時期等の関係により入手困難な資料等については、発注者が所有する資料等を可能な範囲で提供することができる。

ウ パンフレットのタイトルを提案すること。

エ 観光客及び来訪者の滞在促進に繋がる構成を含めて作成すること。

オ QR コード等を用いて各施設の情報へのアクセスを容易にする要素を取り入れるなどの工夫を凝らすこと。

カ デジタル技術を活用した新たな製品・サービスの提供等、独自性のある提案を行うこと。完成後は、多くの方に見てもらえるような PR 方法を提案すること。特に印刷及び製本は行わない多言語版については、多くのインバウンド客に周知できるような独自の企画・提案を実施すること。

キ 多言語版の版下（デジタルデータ）については、サイト上でデジタルブックのような形式で閲覧できることを想定している。また業務終了後、多言語版の版下を活用した印刷物の作製も想定しており、これらが実施可能なデータとして作製すること。

ク 上記項目のほか、自由な発想で作製すること。

（２）多様な意見聴取

作製にあたっては、調査・整理した行橋市の観光情報を踏まえつつ、多様な関係者等と意見交換を行い、多角的な視点による意見聴取ができるよう工夫し、内容に反映すること。関係者等との連絡調整を適宜行い、聴取及び交換した意見の取りまとめを行うこと。

（３）作製

作製にあたっては、以下の点に留意すること。

ア デザイン・レイアウト等

- ① 表紙は、読者の興味を喚起するよう工夫すること。
- ② 写真の挿入やアクセスを掲載するなど利用者が回遊しやすいよう工夫すること。
- ③ 地図、イラスト等の購入、作製、仕様等に係る経費は全て受注者の負担とする。

イ 台割（構成）・原稿作製等

- ① 台割（構成）、ページ毎のコンテンツ及びコンテンツレイアウトの案を作製すること。個々の掲載スペースの大きさについては、特に指定しない。本事業のコンセプトに合わせて受注者が提案し、発注者と協議のうえ決定する。
- ② 原稿の作製及び校正にあたっては、掲載施設に関する情報を受注者が各施設に直接確認すること。掲載内容は最新かつ最適なものとする。
- ③ その他、変更の必要等が生じた場合には、速やかに発注者と協議、調整を行うこと。

ウ 掲載許可及び掲載写真データの取得と掲載内容の確認

- ① 掲載予定施設等への掲載可否の確認や取材は受注者が行うこと。
- ② 掲載写真、素材については、発注者から提供可能なものを除き、全て受注者が許可を得て撮影等を行うこと。これに係る経費は全て受注者の負担とする。
- ③ 掲載内容（原稿、写真、イラスト及び地図等）は、発注者の他の P R ツール（紙媒体及び電子媒体）に掲載する場合がある。施設等とのやりとりにあたっては予め許可を得ておくこと。

（４）校正

ア 名称、電話番号、URL 及び所在地は特に事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。
誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。

- イ 校正は原則3回行うものとする。
- ウ 色校正は色見本の出力等によって1回とする。
- エ 校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとする。

(5) 印刷

地図等の精度を損なわないよう配慮すること。

(6) 納品

ア パンフレット現物

100部ごとに区切り、目印等を設けること。

イ 作製データ

- ① 最終入稿データを次の仕様で CD-ROM または DVD により2部納品すること。
- ② 高画質 PDF データ
- ③ 行橋市 HP 掲載用軽量化 PDF データ（5MB 以内で不正コピー等防止のためのセキュリティ措置を講じること。）以下3パターン
 - ・単ページ(全ページ結合したもの)
 - ・単ページ(1ページ毎に独立したもの)
 - ・見開きページ(2アップ・全ページ結合したもの)
- ④ アウトライン化前の編集可能なデータ（AdobeInDesign,AdobeIllustrator 等）
- ⑤ 作製に使用した全ての写真データ

【観光PRポスターの版下作製及び印刷】

(1) 企画・編集

以下の規格にて作製すること。

大きさ	B2サイズ（縦サイズ）
数量	30部
作製種類	ポスター1種
製版	オフセット印刷 片面4色刷り以上
紙質	ポスターに適した紙質で135kg以上

ア 「行橋市」の文字を入れること。

イ 行橋市総合版観光パンフレットのテーマに関連したキャッチコピーを提案すること。

ウ 行橋市総合版観光パンフレット用に集約した写真を使用すること。

エ 年間を通して市の観光PRに使える、多くの人の目を引くようなデザインとすること。

オ 行橋市ホームページのURLや、行橋市公式LINE、行橋市公式InstagramのQRコード

ドを掲載すること。

カ 上記項目のほか、自由な発想で作製すること。

(2) その他

ア 作製、仕様等に係る経費は全て受注者の負担とする。

イ 内容に誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。

ウ 校正は原則3回行うものとする。

エ 色校正は色見本の出力等によって1回とする。

オ 校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとする。

(3) 納品

ア ポスター現物

イ 作製データ

① 最終入稿データを次の仕様で CD-ROM または DVD により2部納品すること。

② JPEG データ

③ PDF データ

④ アウトライン化前の編集可能なデータ (AdobeInDesign, AdobeIllustrator 等)

【観光PR品の版下作製】

(1) 企画・編集

ア パンフレット、ポスターのほか、観光振興につながる観光PR品2点の版下を作製すること。

イ 「行橋市」の文字を入れること。

ウ 年間を通して市の観光PRに使える、多くの人の目を引くようなデザインとすること。

エ 上記項目のほか、自由な発想で作製すること。

(2) その他

ア 作製、仕様等に係る経費は全て受注者の負担とする。

イ 内容に誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。

ウ 校正は原則3回行うものとする。

エ 色校正は色見本の出力等によって1回とする。

オ 校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとする。

8. 作製物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28

条の権利を含む）は、全て発注者に帰属する。

- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の製作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約する。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真及びその他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受注者が負担する。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

9. 受注者の責務

- (1) 本件委託の内容及び履行に際して知り得た情報等は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報及び機密情報の取扱いについては関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受注者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受注者の責務において、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。

10. 留意事項

本仕様書に定めのない事項、その他必要な事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議のうえ決定する。